
ASEANの求心力低下

吉 野 文 雄

I	事前に立てられた予想	236
II	第45回ASEAN外相会議の紛糾	238
III	事態の解釈	241
IV	第21回ASEAN首脳会議	242
V	ASEANの求心力低下	244

東南アジア諸国連合(Association of Southeast Asian Nations: ASEAN)は、1967年8月8日にバンコク宣言によって設立された地域協力機構であった。ASEANは、2003年10月16日、地域協力機構から脱皮し地域統合体形成を目指すことに合意するASEAN第2協和宣言(Declaration of ASEAN Concord II(Bali Concord II))を発出した。2007年12月1日には、ASEAN憲章(ASEAN Charter)を発出し、2015年までにASEAN共同体(ASEAN Community)を形成することを内外に知らしめた。

ASEAN共同体形成に向けて歩を進めていた2012年、ASEANは大きな試練に直面した。短期的には、それを克服して、統合の深化を目指しているが、それがASEAN共同体のあり方にも影響を与えたことは疑いがない。

本稿では、ASEAN共同体のあるべき姿を探ることを目的として、そのあり方を左右すると考えられる2012年に生じた事象を整理する。

I 事前に立てられた予想

2012年がASEANにとってどのような年になると考えられていたか。首脳会議(ASEAN Summit)と事実上の外相会議であるASEAN調整評議会(ASEAN Coordinating Council)など、一連の会議の議長国は毎年アルファベット順に回り、2012年はカンボジアとなることはすでに明らかにされていた。2011年はブルネイの順番であったが、2013年の順番であったインドネシアが同年アジア太平洋経済協力(Asia-Pacific Economic Cooperation: APEC)議長国を務めることになったために交替し、2011年はインドネシア、2013年がブルネイとなった⁽¹⁾。

インドネシアの議長国としての成果は乏しかったというのが一般的な評価である。ドナルド・ウェザービーは、2011年を回顧する論稿において4つの事象を特記している⁽²⁾。ミャンマーの転身、ASEANの南シナ海におけるジレンマ、タイ・カンボジア紛争、周縁での戦闘の4つである。ミャンマーでは2011年3月30日に、テイン・セイン大統領が新政権を樹立した。南シナ海問題に関しては、2002年に「南シナ海における関係国の行動に関する宣言(Declaration of the Conduct of Parties in the South China Sea: DOC)」を発出したが、それ以降「行動規範(Code of Conduct)」合意に向けた動きは停滞したままである。タイとカンボジアが領有を争うプレア・ヴィヒア寺院を巡って、2011年2月と4月、武力衝突が生じた。この問題の発端は2008年にカンボジアが同寺院の世界遺産登録を申請したことにある。第4の周縁での戦闘とは、ミンダナオとパッタニにおける反政府活動と2009年に設立されたASEAN政府間人権委員会(ASEAN Intergovernmental Commission

on Human Rights (AICHR))の機能上の限界などを指している。

ウェザービーは、インドネシアに関する注意を喚起して、次のように論文を締めくくっている。「将来の課題に立ち向かう中で、ASEANはインドネシアをつなぎとめておくという域内問題にも直面する。世界を視野に入れたインドネシアの野望と、憲章に約束されたASEANの本質を形成する能力の欠如とが、2011年の議長国がその役割を果たす中で明らかとなった。2020年以前にインドネシアがもう一度議長国を務めることはないであろう。それまでに、ASEANの機能不全の域内関係から生まれる失望とともに、すでに明らかな政治・安全保障の動向が、インドネシアの外交政策が現在この機構に与えている優先順位を引き下げさせる可能性がある。⁽³⁾」

ウェザービーの掲げた将来の見通しは、2012年に関しては顕在化しなかった。インドネシアは、ASEANに波風を立てることなく、議長国を降り、カンボジアがそれを引き継いだ。カンボジアが表舞台に登場したのは、4月3・4日にプノンペンで開催された第20回首脳会議においてであった⁽⁴⁾。その直前、ティム・ラロックが、外交政策ブログ(Foreign Policy Blogs)に投稿している。その主題は、南シナ海問題とミャンマーの民主化であり、ウェザービーの掲げた項目に含まれる。

南シナ海問題について、ラロックは次のように展望している。「首脳会議の基礎をなすテーマは協力である。おそらく、これはカンボジアが南シナ海の紛争問題を協議事項に入れることの拒否を決定したためである。実際、南沙諸島(Spratly Islands)の領有権を主張する6カ国すべてにとって、その内の4カ国はASEAN加盟国だが、それは困難な問題である。(改行)中国はASEANには加盟していないが、もちろん、その東南アジアにおける最も密接な仲間であるカンボジアとラオスから首脳会議の議事を手に入れている。北京は、石油と天然ガスを膨大に埋蔵すると信じられているこの諸島の領有を主張するもう1カ国であり、ここ数カ月にもわたってベトナムとフィリピンとの間でいさかいを演じてきた。⁽⁵⁾」

議長国カンボジアが親中のスタンスを取っているため、南シナ海で中国で対立するフィリピンやベトナムと一線を画すことになるのではないかという予想は広く立てられていた⁽⁶⁾。2012年1月10日に開催されたASEAN非公式外相会議では、カンボジアは当初南シナ海問題を議題としない方針だったが、フィリピンやベトナムの抗議によって、これを議題とせざるをえなかった。

カンボジアの対中依存を経済統計からみると、確かに圧倒的である。中国はカンボジアへの最大の投資国である。1994年から2011年9月までの累計では、その投資額は88億6600万米ドルで、2位の韓国の40億2700万米ドルの2倍を上回っている。2008年、2010年においては、カンボジアの国内資本による投資を上回る中国からの投資が認可されている⁽⁷⁾。貿易においては、カンボジアの輸出先として中国は上位5カ国に入っていないが、

最大の輸入元であり、2011年の輸入総額の24.2%が中国からの輸入となっている。タイに次ぐ第3位の輸入元である香港からの輸入が11.3%を占める。その多くが中国からの迂回貿易であると考えられるので、それらを合計するとカンボジアの輸入総額の3分の1超を占める⁽⁸⁾。カンボジアが中国の意向には逆らえないと言われる経済的な背景が理解できよう。

いずれにしろ、カンボジアが議長国を務める2012年に南シナ海問題がクローズアップされるであろうという見通しは十分にあった。それが現実のものとなり、ASEANの統合を再考する契機となったのは、7月9日に開催された第45回ASEAN外相会議においてであった。

Ⅱ 第45回ASEAN外相会議の紛糾

4月に開催された首脳会議の議長声明では、南シナ海問題について次の2つの段落を当てている。

第91段落。「われわれは、南シナ海における平和、安定、そして相互信頼を促進し、国連憲章に沿ってこの地域の紛争を平和裏に解決することを確実にするための集団的関与を具体化すべくASEANと中国の間で署名された南シナ海における関係国の行動に関する宣言(DOC)の里程標としての重要性、及び世界的に認められた1982年国連海洋法条約(UNCLOS)を含む国際法の原理、さらに地域的な行動規範(COC)の最終的な実現に向けて動くことを再認識した。」

第92段落。「われわれは、DOC実行に関するガイドラインに基づいて、DOCの有効で完全な実行を確実にする努力を強化する必要性を強調した。この点、われわれは、DOC10周年を記念するASEAN中国共同ワークショップをカンボジアで2012年第4四半期に開催することに同意した。われわれはまたDOCに関する第5回ASEAN中国上級事務レベル会合と第8回ASEAN中国共同ワーキング・グループ会合に期待している。」

この議長声明から、4月の首脳会議の時点では、DOCが軸になっていたことが分かる。しかし、その後、DOCを離れて、フィリピンと中国を中心に事態が展開した。4月8日、スカボロー礁で中国漁船が操業しているのを発見したフィリピン政府は巡視船を派遣し、漁船を追い出した。この対応に反発した中国は、同海域に海洋監視船を連日のように送りこみ、対立を激化させた。4月28日には、フィリピン沿岸警備隊の巡視船と中国の海洋監視船が急接近し、一触即発の危機を現出した。

フィリピンは、4月24日、中国に対して、国際海洋法裁判所で問題を解決するように提

案した。中国は当然そのような提案は一顧だにしなかった。フィリピンは、4月30日に開催された米国との2プラス2会合でこの問題に対する支援を要請した。5月2日、中国の国家品質監督検査検疫総局がフィリピンからのバナナ輸入に関して検疫を強化したと発表した。5月9日、中国海洋石油(CNOOC)が、自社のウェブサイト以南シナ海の荔湾油田で掘削を始めたことを公表した。

このような展開の中、中国は2012年の議長国であるカンボジアに注目した。そもそも4月の第20回首脳会議直前の3月30日、中国の胡錦濤国家主席がカンボジアを訪問し、対カンボジア投資の促進や両国間貿易の拡大で合意した経緯がある。さらに、7月の第45回外相会議前の5月28日には、中国はカンボジアに1億2000万元(約15億円)の無償援助と中国における軍事要員の訓練に関する訓練の供与を約束した⁽⁹⁾。

このような状況で、7月9日、第45回ASEAN外相会議が開幕した。しかし、議長声明について合意できないまま、7月13日になり、当日午前9時より緊急外相会議が招集され、4カ国の外相と6カ国の外相代理が集合した。しかし、スリン事務局長の発言中に、カンボジアのホー・ナムホン外相が一方的に閉会を宣言し、議長声明を出せないままに終わった⁽¹⁰⁾。

複数の報道によると、フィリピンとベトナムが、スカボロー礁とかパラセル諸島(西沙諸島)の地名を特定し、議長声明に盛り込むように主張したが、カンボジアはそれを拒否した。インドネシアなどが代替案を提示したが、カンボジアはそれらを受け入れなかった。フィリピンとベトナムは、外相会議の場で具体的な地名が出たことを論拠として、議長声明に盛り込むように主張したが、カンボジアが中国の立場に配慮した。カンボジアの主張は、行動規範作りに入る前に中国を刺激すべきではなく、ASEANは紛争調停の場ではないというものであった。

フィリピンが強気に出た背景には、米国のアジアへの回帰がある。フィリピンは米国から巡視船を購入しており、その他の安全保障上の協力関係を強化しようとしている。ベトナムはパラセル諸島の領有権を中国と争っているが、3月1日、ベトナム漁船を中国の監視船が襲撃する事態が生じ、4月には中国の民間企業である海南海峡航運が海南島から西沙諸島まで定期的に観光船を運航することが発表され、危機感を募らせている。1974年に中国が武力をもって実効支配権を得るまでは、西沙諸島の東部はベトナムが支配していた経緯がある。

外相会議で議長声明が出せなかった事態を、インドネシアは重く受け止め、外相会議終了直後より対応策を検討、7月18・19日、インドネシアのマルティ・ナタレガワ外相は、フィリピン、ベトナム、タイ、カンボジア、シンガポールを訪問、他のASEAN加盟国とは電話等で協議し、7月20日、「南シナ海に関するASEANの6項目原則(ASEAN's

Six-Point Principles on the South China Sea)』を取りまとめるのに成功し、発出した。内容は次のとおりであった。

第1、DOCの完全な履行。

第2、DOC履行のためのガイドライン。

第3、行動規範の早期策定

第4、1982年国連海洋法条約を含む、全世界的に認められた国際法原理の完全な尊重。

第5、締約国による自制と武力の不行使の継続。

第6、1982年国連海洋法条約を含む、全世界的に認められた国際法原理に基づいた紛争の平和的解決。

ここで、第2の項目は、2011年7月19日にバリで開催された第44回ASEAN外相会議の合意に基づいている。すなわち、「DOCを履行するためのガイドラインを早急に策定し、地域的な行動規範の要素を確認するための議論を始める」ことに合意したのである。

インドネシアの尽力で一件落着と見えたが、ASEANの分裂と中国の関与は続いた。フィリピンの外務次官アーリンダ・バシロが議長国カンボジアの議事運営を批判した。それを受けて、カンボジアの駐フィリピン大使ホス・セレイホンが、フィリピンの態度を批判し、フィリピン国内で物議を醸した。その結果、8月17日カンボジア政府はホス・セレイホンを召還した。

この泥仕合の発端は、アーリンダ・バシロが『フィリピン・スター』に「ASEAN共同コミュニケが出なかったわけ」という論評を掲載したことにある。ホス・セレイホンは、バシロを批判するとともに、外相会議の実態を明らかにしている⁽¹¹⁾。ホス・セレイホンによると、外相会議では、議長声明の草稿にあった132項目のすべてについて、フィリピンとベトナムを除く8カ国が賛同していた。過半数が賛同できなかったのが、フィリピンとベトナムが2国間の紛争を記そうとした段落だけであった。この指摘に、フィリピン外務省はホス・セレイホン呼びつけたが、大使は応じなかった。

中国は、外相会議終了直後から南シナ海で攻勢に出た。7月24日、行政区分を変更し、海南省三沙市となった南沙諸島の3つの島々は、その発足式典を永興島で実施した。また、中国の中央軍事委員会はこの地域を三沙警備区として、治安維持や災害対策にあたることになった。

中国の措置に、6月に海洋法を可決したばかりであったベトナムは批判を強めた。2002年のDOCに反するというのである。DOCでは、領海紛争を武力や威嚇に寄らず平和的方法で解決すること、協調的活動を採求することが謳われているが、中国の措置がDOCに反するか否かの判断は困難であろう。

第45回外相会議の議長声明に特定の地名を盛り込むかどうかという問題には、参照すべ

き先例がある。DOC合意に至る交渉の過程で、中国が提出した草案には島嶼名などが盛り込まれておらず、結果的にASEANはそれを受け入れたのである。1995・1996年をピークとする南シナ海における中国の攻勢のなかで、今回同様域内協調の難しさを内外に露呈したASEANは最終的には受け身にならざるを得なかった⁽¹²⁾。

2002年のDOC合意時と今回の事態の相違は、今回は中国抜きでの会議において、カンボジアが意図したか否かは明確にはしえないが、中国の意図が反映したということである。

III 事態の解釈

ASEAN外相会議は、ASEAN首脳会議が定例化され最高の意思決定機関となるまでは、ASEANの最高意思決定機関であった。それが議長声明を出せずに終わったのは異例中の異例の事態と受け止められ、多くの論評が出された。

『プノンペン・ポスト』に寄稿するコラムニスト、ロジャー・ミットンは、7月の外相会議後、議長国カンボジアの対応に批判的なコラムを複数掲載した。それに対するカンボジア国内からの反論は、多くが感情的なものであったが、すさまじかった。ホー・ナムホン外相に対する辛辣な批判も掲載した。「カンボジアのホー・ナムホン外相もまた経験を積んではいる。実際、14年間同職にある77歳である。有能な大臣としての賞味期限を過ぎていると信じている人は多い。⁽¹³⁾」

『バンコク・ポスト』は、この問題を取り上げた社説を「ASEANは、3年後に近づいた経済統合を実現できないであろう」と結んだ⁽¹⁴⁾。この社説では、ASEANの不介入原則が外相会議での分裂を引き起こしたという見方が示されている。議長国カンボジアはこの原則に基づき、フィリピンとベトナムの内政に介入しなかったというのである。カンボジアのホー・ナムホン外相は中国とこれら両国との間で中立を維持したと語ったが、ASEANの会議で域外国の中国と加盟国との間で中立を維持するということは、中国を支持してASEANを見捨てたことになるという道理である。

不介入原則のみならず、ASEANウェイに対する疑念や批判も出された。インドネシアのかつての駐オーストラリア大使サバン・シアギアンは、『ジャカルタ・ポスト』に「未解決の問題を取り上げるさいの非ASEANウェイ」と題する論評を発表したし、デリー大学のPh.D.候補のプリーティ・ナルワは、インドの防衛研究所に「合意なきASEAN」と題する論評を発表した⁽¹⁵⁾。

サバン・シアギアンによれば、従来のASEANウェイとは、当面の未解決問題は自然に解決されるまで待つという地域の社会文化に根差す限りない楽観主義である。今回のフィ

リピンとベトナムの対応は、このASEANウェイに反するものであったというのである。サバン・シアギアンはフィリピンを非難する。フィリピンのアルバート・デル・ロザリオ外相が議長であったカンボジアのホー・ナムホン外相を、一貫して中国の利益を擁護していると言って批判したことはまったくもって非ASEAN的であるというのである。一方で、サバン・シアギアンはベトナムの対応には一定の理解を示す。ハノイは旧来の敵国である中国に対峙する危険を先送りし、米国の第7艦隊のカムラン湾入港を歓迎している。同時に水面下では北京との間で党関係を維持している。この外交手法は、インドネシアで言う動的均衡に他ならないというのである。

サバン・シアギアンは、この外相会議の失策が米中対立に油を注ぐ懸念と、ASEAN崩壊の懸念を表明している。短期的にはそのような事態には至らなかったが、長い目で見れば、そのような不幸な事態に至る最初のほころびになる可能性もあろう。

IV 第21回ASEAN首脳会議

悲観的な見通しが示された中、2012年11月18日、プノンペンで、「ASEAN：1つの共同体、1つの運命」をテーマに第21回ASEAN首脳会議が開催された。南シナ海問題は継続して取り上げられたが、人権問題などがより優先順位が高い問題としてクローズアップされた。南シナ海問題に関する議長声明は5つの段落を費やして次のように述べている。

第86段落。われわれは、ASEAN加盟国と中国の南シナ海における平和、安定及び相互信頼を促進するための集団的関与を確保する里程標となる文書として、DOCの重要性を強調した。われわれは、南シナ海に関するASEANの6項目原則の重要性を強調した。

第87段落。われわれは、国連憲章、1982年国連海洋法条約(UNCLOS)及び東南アジア友好協力条約(TAC)の目的と原則は、特に、国家間関係を統治する基本的な規範として活用されるべきであり、われわれの関与を再確認した。

第88段落。われわれは、DOCを完全かつ有効な履行、海洋安保協力の継続に関与すること、関係締約国が武力行使や威嚇ではなく、直接関与する主権国家によって協議と交渉を通じて、平和的手段によって領土・司法紛争を解決することを再確認した。われわれは、合意した協力活動を通じて、DOCの履行ガイドラインの履行が進展したことを歓迎した。

第89段落。われわれは、関係するすべての当事者による自制と紛争を複雑化させ深刻にさせたり平和と安定に栄養を与えるあらゆる活動に手を染めないこと、さらに、建設的手段の相違を統御することを強調した。

第90段落。われわれは、1982年UNCLOSとDOCの条項と精神を含む、世界的に認めら

れた国際法の原則に従い、関係国の相違と紛争の平和的かつ永続的な解決を進めるためにともに力を尽くすことに合意した。

実効的には、中国によるフィリピンとベトナムに対する抑圧が強まったことを除けば、南シナ海は2011年末の状況に戻ったと言えよう。中国による抑圧とは、ベトナムが領有権を主張する島嶼に対する行政区分の変更と、中国とフィリピンがともに禁漁海域を設定したことを指す。

しかし、同時に開催された第15回ASEAN中国首脳会議では、南シナ海問題は先送りされただけで、行動規範策定のための正式協議には当面入らないことが決まった。行動規範に関しては、中国が失ったものはない。

南シナ海に関する行動規範については、ニューヨークで開催された国連総会の機会をとらえて2012年9月27日にASEAN諸国の外相にインドネシアが草稿を回覧した⁽¹⁶⁾。ここでは、信頼醸成にとどまらず、紛争予防と紛争管理、さらに予防措置が謳われていた。中国の楊潔篪外相は、「北京は、紛争に関与しているASEAN加盟国と中国を緊張緩和に向かわせる適当な状況を生み出すために、インドネシアが建設的な役割を果たすことを期待している」と述べた。しかし、この草案がいずれの首脳会議に提出されることもなかったのである。

第21回ASEAN首脳会議では、南シナ海問題よりもむしろASEAN人権宣言に関するASEAN政府間人権委員会(ASEAN Inter-governmental Commission on Human Rights (AICHR) on the ASEAN Human Rights Declaration (AHRD))に関連した問題に注目が集まったようである。

2012年8月24～26日、ブルネイで第8回AICHRが開催された。AICHRは、ASEAN憲章第14条に基づいて、2009年10月23日にタイで設立された。ASEAN加盟国がそれぞれ1人ずつの委員を出しており、ASEAN人権宣言を起草、首脳会議に付託していた。

その人権宣言が第21回ASEAN首脳会議で承認されたのである。スリン・ピスワン事務総長によれば、人権宣言は国際社会によって認められる最高位の基準をASEANは追求することを示した。人権宣言の内容は、市民的・政治的権利、経済的・社会文化的権利、開発への権利、平和への権利、人権の促進と保護のための協力の5つに大きく分かれている。しかし、批判も多い。第1に、起草される過程で民間の機関、NGOなどが関与しなかった点である。60を超えるNGOがこの宣言の早期の承認に反対する声明を発表している。第2に、起草過程のみならず、宣言の内容に透明性が欠けている点である。いわば官製の人権の定義であり、官製の手法であるという批判である。ASEAN加盟国はあえて政府間協議を行い、委員会の名称にもそれを盛り込んでいるが、ASEANは今後市民社会とのかかわり方を問われることになるだろう。

ASEAN首脳会議にとどまらず、東アジア首脳会議などでも注目された議題は、ASEANの連結性である。また、同じ経済問題として、地域包括的経済連携(Regional Comprehensive Economic Partnership: RECEP)も主要議題であった。

V ASEANの求心力低下

ASEANが地域統合を進めるうちに、域外との経済関係が強化される一方、政治的には域外との摩擦は解消されないままに残っている⁽¹⁷⁾。南シナ海を巡る2012年のASEANの問題はそのような状況で生まれた。ASEANが中国の影響力が強まったことによって分断されたという論評もあるが、ASEANの求心力低下は何よりASEAN加盟国自身の問題であろう。

ASEANディバイドとかASEANの二層化といわれる問題には、ASEAN加盟国は早くから気付いていたし、その解消を目指していた。その代表的な取り組みがASEAN統合イニシアティブ(Initiative for ASEAN Integration: IAI)である。IAIは、当初ASEAN自由貿易地域(ASEAN Free Trade Area: AFTA)の中に特惠貿易協定をもちこむようないびつな形態をとっていたが、現在ではカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムのCLMV諸国に対する開発支援の形態をとっている。現在、2009～2015年を対象としたIAI作業計画IIが進行している。IAI作業計画Iは、2002～2008年を対象としたものであったが、資金のほとんどが域外の日本、韓国、インドなどから調達された。

ASEAN内経済格差是正策と呼んでもよいIAIでさえ域外依存を脱することができないのがASEANの実態である。アジア開発銀行が中心となって手掛けていたメコン河流域総合開発計画は、いつの間にかASEANのプロジェクトであるかのように扱われているが、それもまた、外部資金の活用依存している。

あらゆる地域統合を目指す機構に共通の課題であるが、加盟国が国家主権を堅持したまま統合を進めてもその効果が小さい。関税自主権、通貨発行権を保持したままの経済統合では、規模の利益を実現できない。国家単位の自衛権を保持したまま、安全保障協力を実行しても、域外からの脅威を減じることはいまできない。欧州連合(European Union: EU)を見ても分かるように、統合の利益は国家主権を一部でも捨てることによって格段に大きくなる。2012年の南シナ海をめぐる一連の摩擦は、ASEANにそれが可能かどうか熟考の機会を与えたものと考えられよう。

ASEANのジレンマは、内政不干渉原則を堅持しつつ名ばかりの統合を進めても統合の実効性がなく、中国のような強大な域外国に対処しうるような実質的統合を進めようとする

れば人権問題や経済問題で国民統合の危機を招きかねないところにある。国家建設、国民統合という用語は、ASEAN加盟国にとって古臭いものではなく、現在でも一定の意義を持っている。そのような国々が実質的な利益をもたらすような統合を実現できるとは考えられない。ASEANの統合は自律的なものとはなりえず、せいぜい域外大国との外交関係を円滑に運ぶための方便にとどまるであろう。2012年の南シナ海をめぐる軋轢は、それさえ危ういことを如実に示したのである。

注

- (1) 2014年以降の議長国は、ミャンマー、ラオス、マレーシアと続くことが予定されていたが、2012年11月の第21回首脳会議で、2014年はミャンマー、2015年はマレーシア
- (2) Donald E. Weatherbee, 'Southeast Asia and ASEAN Running in Place,' *Southeast Asian Affairs 2012*, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore, 2012, pp. 3-22を参照せよ。
- (3) 上掲論文、p. 20より。
- (4) ASEAN首脳会議(Summit)は、2007年11月20日に署名されたASEAN憲章第7条第3項(a)によって年2回開催が定められた。
- (5) Tim LaRocco, '2012 ASEAN Summit-Phnom Penh, Cambodia,' Foreign Policy Blogs, March 25, 2012,より。
<http://foreignpolicyblogs.com/2012/03/25/2012-asean-summit-phnom-penh-cambodia/>
に2012年11月14日アクセス。
- (6) たとえば、「ASEAN、中国包囲網で隔たり、“親中”カンボジアが議長国」、『日本経済新聞』、2012年1月11日、朝刊、p. 6を参照せよ。
- (7) 投資統計は、カンボジア開発評議会(Council for the Development of Cambodia: CDC)の資料による。
<http://www.cambodianinvestment.gov.kh/investment-environment/investment-trend.html>
に2012年11月14日アクセス。
- (8) 貿易統計は、世界貿易機関(World Trade Organization: WTO)の資料による。
<http://stat.wto.org/CounryProfile/WSDBCounryPFView.aspx?Language=E&Country=KH>
に2012年11月14日アクセス。
- (9) 「中国、カンボジア15億円軍事援助で調印」、『産経新聞』、2012年5月29日、朝刊、p. 8より。
2012年5月29日、プノンペンでASEAN国防相会議が開催された。
- (10) 「南シナ海行動規範、先送り ASEAN、内部対立響く」、『朝日新聞』、2012年7月12日、朝刊、p. 8、「ASEAN外相会議、共同声明出せず閉幕 カンボジア、『南シナ海』調整拒む」、『朝日新聞』、2012年7月14日、朝刊、p. 13より。
- (11) 'Word War between PH, Cambodia over ASEAN,' *Philippine Star*, July 31, 2012より。
- (12) 詳細は、佐藤考一「中国と『辺疆』：海洋国境－南シナ海の地図上のU字線をめぐる問題－」、『境界研究』、No. 1、2010年、pp. 19-43を参照せよ。
- (13) 'ASEAN: time for change,' *Phnom Penh Post*, December 17, p. 8より。
- (14) 'ASEAN's non-action,' *Bangkok Post*, July 16, 2012 (Online edition, July 15, 2012)より。
- (15) Saban Siagian, 'The un-ASEAN way of treating unresolved issues,' *Jakarta Post*, July 16, 2012, p. 2, Preeti Nalwa, 'ASEAN without accord,' Institute for Defence Studies and Analysis, http://www.idsa.in/idsacomments/ASEANwithoutaccord_PreetiNalwa_300712?q=print/9945に2012年11月17日アクセス、などを参照せよ。
- (16) 'RI circulates draft code of conduct on South China Sea,' *Jakarta Post*, September 29, 2012,

p. 12を参照せよ。

- (17) ASEANの中国との経済関係が強化・拡大していることについては、吉野文雄「ASEAN中国 FTA：成果と課題」、吉野文雄編『東南アジアと中国・華僑』、成文堂、2012年、pp. 1-45を参照せよ。